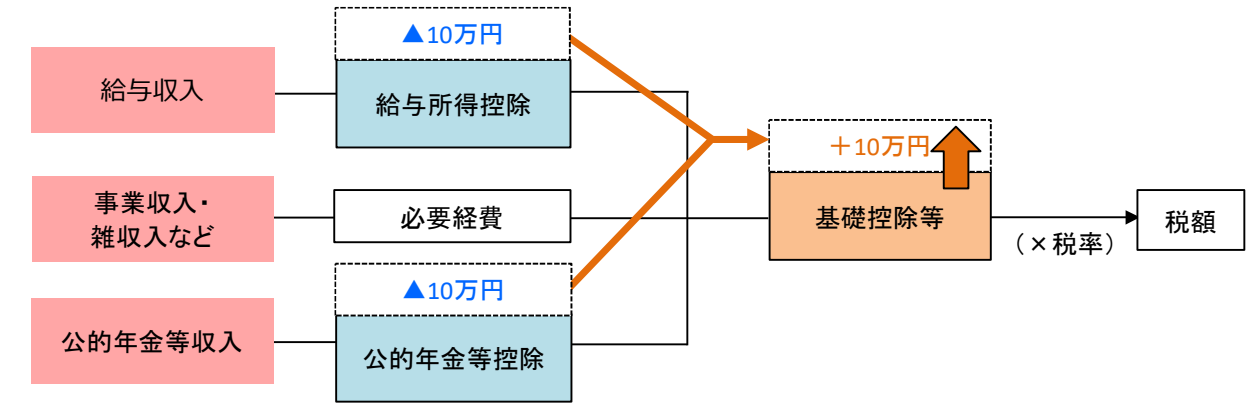


給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除への振替

平成30年度税制改正により、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しする等の観点から、特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等所得の控除額を一律10万円引き下げ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額を10万円引き上げることとされました。

この変更は令和2年分の所得から適用され、令和3年度の住民税から反映されます。



※給与収入と公的年金等収入の2つともがある方については、所得金額調整控除の適用により、公的年金等控除のみ減額されます。詳しくは「●所得金額調整控除の創設」の2. をご覧ください。

●給与所得控除の見直し（平成30年度税制改正）

- 1. 給与所得控除額が一律10万円引き下げられました。
- 2. 給与所得控除の上限額が適用される給与等の収入金額が850万円、その上限額が195万円にそれぞれ引き下げられました。なお、子育て世帯や介護世帯には負担が生じないよう、措置が講じられます。詳しくは「●所得金額調整控除の創設」の1. をご覧ください。

給与所得控除額の詳細

給与等の収入金額(A)	【給与所得控除額】	【給与所得控除額】
	改正前（平成29～令和元年分）	改正後（令和2年分以後）
162万5千円以下	65万円	55万円
162万5千円超180万円以下	(A)×40%	(A)×40%－10万円
180万円超360万円以下	(A)×30%＋18万円	(A)×30%＋8万円
360万円超660万円以下	(A)×20%＋54万円	(A)×20%＋44万円
660万円超850万円以下	(A)×10%＋120万円	(A)×10%＋110万円
850万円超1,000万円以下	(A)×10%＋120万円	195万円
1,000万円超	220万円	195万円

給与収入金額から給与所得金額を求める算出表

(単位：円)

平成30年度～令和2年度の住民税 (平成29年分～令和元年分の所得税)		令和3年度以後の住民税 (令和2年分以後の所得税)	
収入金額(A)	給与所得金額	収入金額(A)	給与所得金額
0～ 650,999	0	0～ 550,999	0
651,000～ 1,618,999	A - 650,000	551,000～ 1,618,999	A - 550,000
1,619,000～ 1,619,999	969,000	1,619,000～ 1,619,999	1,069,000
1,620,000～ 1,621,999	970,000	1,620,000～ 1,621,999	1,070,000
1,622,000～ 1,623,999	972,000	1,622,000～ 1,623,999	1,072,000
1,624,000～ 1,627,999	974,000	1,624,000～ 1,627,999	1,074,000
1,628,000～ 1,799,999	A ÷ 4 = B B × 2.4	1,628,000～ 1,799,999	A ÷ 4 = B B × 2.4 + 100,000
1,800,000～ 3,599,999	千円未満の 端数切捨て B × 2.8 - 180,000	1,800,000～ 3,599,999	千円未満の 端数切捨て B × 2.8 - 80,000
3,600,000～ 6,599,999	B × 3.2 - 540,000	3,600,000～ 6,599,999	B × 3.2 - 440,000
6,600,000～ 9,999,999	A × 0.9 - 1,200,000	6,600,000～ 8,499,999	A × 0.9 - 1,100,000
10,000,000～	A - 2,200,000	8,500,000～	A - 1,950,000

● 所得金額調整控除の創設（平成30年度税制改正）

以下に該当する場合は、給与所得から所得金額調整控除が控除されます。

1. 給与等の収入金額が850万円を超え、次のアからウのいずれかに該当する場合

ア. 特別障害者に該当する

イ. 年齢23歳未満の扶養親族を有する

ウ. 特別障害者である同一生計配偶者もしくは扶養親族を有する

所得金額調整控除額 = (給与等の収入額 (1,000万円を超える場合は1,000万円) - 850万円) × 10%

2. 給与所得控除後の給与等の金額および公的年金等に係る雑所得の金額があり、給与所得控除後の給与等の金額と公的年金等に係る雑所得の金額の合計金額が10万円を超える場合

所得金額調整控除額 = (給与所得控除後の給与等の金額 (10万円を超える場合は10万円)

+ 公的年金に係る雑所得の金額 (10万円を超える場合は10万円)) - 10万円

(注意) 1. の控除がある場合は、1. の控除後の金額から2. を控除します。

●公的年金等控除の見直し（平成30年度税制改正）

1. 公的年金等控除額が一律10万円引き下げられました。
2. 公的年金等の収入金額が1,000万円を超える場合の公的年金等控除額について、195万5千円が上限とされました。
3. 公的年金等に係る雑所得以外の所得に係る合計所得金額が、1,000万円を超え2,000万円以下である場合には一律10万円を、2,000万円を超える場合には一律20万円を、それぞれ上記1. および2. の見直し後の公的年金等控除額から引き下げることとされました。

公的年金等に係る雑所得の算出表

●65歳未満の方

（単位：円）

令和2年度以前の住民税 （令和元年分以前の所得税）		令和3年度以後の住民税 （令和2年分以後の所得税）			
収入金額(A)	公的年金等の 所得金額 （雑所得）	収入金額(A)	公的年金等の所得金額（雑所得）		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～ 1,299,999	(A)－700,000	0～ 1,299,999	(A)－600,000	(A)－500,000	(A)－400,000
1,300,000～ 4,099,999	(A)×0.75 －375,000	1,300,000～ 4,099,999	(A)×0.75 －275,000	(A)×0.75 －175,000	(A)×0.75 －75,000
4,100,000～ 7,699,999	(A)×0.85 －785,000	4,100,000～ 7,699,999	(A)×0.85 －685,000	(A)×0.85 －585,000	(A)×0.85 －485,000
7,700,000～	(A)×0.95 －1,555,000	7,700,000～ 9,999,999	(A)×0.95 －1,455,000	(A)×0.95 －1,355,000	(A)×0.95 －1,255,000
		10,000,000～	(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000

●65歳以上の方

（単位：円）

令和2年度以前の住民税 （令和元年分以前の所得税）		令和3年度以後の住民税 （令和2年分以後の所得税）			
収入金額(A)	公的年金等の 所得金額 （雑所得）	収入金額(A)	公的年金等の所得金額（雑所得）		
			公的年金等雑所得以外の所得に係る合計所得金額		
			1,000万円以下	1,000万円超 2,000万円以下	2,000万円超
0～ 3,299,999	(A)－1,200,000	0～ 3,299,999	(A)－1,100,000	(A)－1,000,000	(A)－900,000
3,300,000～ 4,099,999	(A)×0.75 －375,000	3,300,000～ 4,099,999	(A)×0.75 －275,000	(A)×0.75 －175,000	(A)×0.75 －75,000
4,100,000～ 7,699,999	(A)×0.85 －785,000	4,100,000～ 7,699,999	(A)×0.85 －685,000	(A)×0.85 －585,000	(A)×0.85 －485,000
7,700,000～	(A)×0.95 －1,555,000	7,700,000～ 9,999,999	(A)×0.95 －1,455,000	(A)×0.95 －1,355,000	(A)×0.95 －1,255,000
		10,000,000～	(A)－1,955,000	(A)－1,855,000	(A)－1,755,000

●基礎控除の見直し（平成30年度税制改正）

- 1. 基礎控除が10万円引き上げられました。
- 2. 合計所得金額が2,400万円を超える納税義務者については、その合計所得金額に応じて控除額が逡減し、合計所得金額が2,500万円を超える納税義務者については基礎控除の適用はできないこととされました。

基礎控除額の詳細（）内は所得税における基礎控除額

合計所得金額	【基礎控除額】 改正前（令和元年分以前）	【基礎控除額】 改正後（令和2年分以後）
2,400万円以下	33万円(38万円) ※所得制限なし	43万円(48万円)
2,400万円超2,450万円以下		29万円(32万円)
2,450万円超2,500万円以下		15万円(16万円)
2,500万円超		0(0)

●調整控除の見直し（平成30年度税制改正）

合計所得金額が2,500万円を超える場合、住民税の所得割における調整控除が適用されないこととされました。
※調整控除については市HPの「市・県民税」＞「税額控除」の（1）調整控除をごらんください。

●その他の見直し（平成30年度税制改正）

上記の見直しに伴い、以下の所要の措置がとられます。

見直しに伴う所要の措置	改正前（令和元年分以前）	改正後（令和2年分以後）
同一生計配偶者・扶養親族の 合計所得金額要件	合計所得金額 38万円以下	合計所得金額 48万円以下
配偶者特別控除に係る配偶者の 合計所得金額要件	合計所得金額 38万円超123万円以下	合計所得金額 48万円超133万円以下 (合計所得金額の区分をそれぞれ10万円引き上げる)
勤労学生控除の 合計所得金額要件	合計所得金額 65万円以下	合計所得金額 75万円以下
家内労働者等の事業所得等の 所得計算の特例	必要経費の最低保障額 65万円以下	必要経費の最低保障額 55万円以下

●住民税が非課税となる所得要件の見直し（平成30年度税制改正）

住民税が非課税となる所得要件が以下のとおり見直されました。

1. 住民税が非課税の方（均等割と所得割のどちらも課税されない方）

- ① 障害者、未成年者、寡婦およびひとり親で住民税が非課税となる所得要件が、前年の合計所得金額が135万円以下（現行：125万円以下）に引き上げられました。
 - ② 住民税が非課税となる所得要件が、前年の合計所得金額が38万円（現行：28万円）に引き上げられました。
- なお、扶養親族を有する場合は、非課税となる所得要件は以下の表のとおりとなります。

（単位：円）

扶養人数	【合計所得金額】	【合計所得金額】
	改正前(令和2年度以前の住民税)	改正後(令和3年度以後の住民税)
1人	728,000	828,000
2人	1,008,000	1,108,000
3人	1,288,000	1,388,000
4人	1,568,000	1,668,000
5人	1,848,000	1,948,000
6人	2,128,000	2,228,000
7人	2,408,000	2,508,000
8人	2,688,000	2,788,000

※扶養人数には、税制改正で扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれます。

※計算式：28万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋10万円＋16万8千円

2. 住民税の均等割のみ課税される方（所得割が課税されない方）

上記1. に該当しない方で住民税の均等割のみ課税される所得要件が、前年の総所得金額等が45万円（現行：35万円）に引き上げられました。なお、扶養親族を有する場合は、住民税の均等割のみ課税される所得要件は以下の表のとおりとなります。

（単位：円）

扶養人数	【総所得金額等】	【総所得金額等】
	改正前(令和2年度以前の住民税)	改正後(令和3年度以後の住民税)
1人	1,020,000	1,120,000
2人	1,370,000	1,470,000
3人	1,720,000	1,820,000
4人	2,070,000	2,170,000
5人	2,420,000	2,520,000
6人	2,770,000	2,870,000
7人	3,120,000	3,220,000
8人	3,470,000	3,570,000

※扶養人数には、税制改正で扶養控除が廃止された16歳未満の扶養親族（年少扶養）も含まれます。

※計算式：35万円×（同一生計配偶者＋扶養親族＋1）＋10万円＋32万円